

令和 2 年度交付対象事業の募集について（案）

○ 令和 2 年度募集を行う上での基本方針

令和 2 年度の助成事業については、資料 7 別紙に掲げる事業について募集を行う。

なお、スポーツ振興くじ助成については、「スポーツ振興投票の収益による助成の基本方針（平成 13 年 11 月 5 日文部科学大臣決定）」、「スポーツ振興投票収益からの今後の助成の在り方に関する議論のまとめ（平成 20 年 10 月 28 日中央教育審議会スポーツ・青少年分科会 スポーツ振興投票特別委員会決定）」、「スポーツ立国戦略（平成 22 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」、「スポーツ基本法（平成 23 年 8 月 24 日施行）」及び「第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月 24 日策定）」を踏まえたものとする。

○ 令和 2 年度募集の主な見直し内容

スポーツ振興くじ助成

1. 地域スポーツ施設整備助成

(1) グラウンド芝生化事業

○申請可能件数の変更（助成財源を踏まえた対応） ※手引改定

見直し内容	1 助成対象者当たりの申請可能件数を次のとおり変更する。 【令和元年度募集】新設事業及び改設事業で各 1 件まで 【令和 2 年度募集】新設事業及び改設事業合わせて 1 件まで
見直し理由	助成財源に応じた配分金額とするため。

(2) スポーツ施設等整備事業

○申請可能件数の変更（助成財源を踏まえた対応） ※手引改定

見直し内容	1 助成対象者当たりの申請可能件数を次のとおり変更する。 【令和元年度募集】 ① スポーツ競技施設等の整備 ② 学校開放事業によるスポーツ活動に供する施設等の整備 ③ スポーツ競技施設の大規模改修等 で各 1 件まで 【令和 2 年度募集】 ①～③合わせて 1 件まで
見直し理由	助成財源に応じた配分金額とするため。

(3) グラウンド芝生化事業及びスポーツ施設等整備事業

○申請可能件数の変更（助成財源を踏まえた対応） ※手引改定

見直し内容	1 助成対象者当たりの申請可能件数は、グラウンド芝生化事業及びスポーツ施設等整備事業合わせて1件までとする。
見直し理由	助成財源に応じた配分金額とするため。

2. 総合型地域スポーツクラブ活動助成

(1) クラブアドバイザー配置事業

○助成対象事業の拡充（スポーツ庁からの要請） ※手引改定

見直し内容	助成金の支給対象となるクラブアドバイザーとしての業務に、「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の申請等に向けた支援を行う活動」を追加する。
見直し理由	令和2年度以降の整備・運用開始に向けた準備が進められている総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度に関し、各都道府県に配置されるクラブアドバイザーが、総合型地域スポーツクラブに対して、登録・認証制度の申請等に向けた支援を行うことを促進するため。

3. 地方公共団体スポーツ活動助成

(1) 地域スポーツ活動推進事業

○申請可能件数の変更（助成財源を踏まえた対応） ※手引改定

見直し内容	1 助成対象者当たりの申請可能件数を次のとおり変更する。 【令和元年度募集】 ① スポーツ教室・スポーツ大会等の開催 ② スポーツ指導者の養成・活用 ③ スポーツ情報の提供 ④ 大型スポーツ用品の設置 で合わせて3件まで 【令和2年度募集】 ①～③ → 合わせて2件まで ④ → 1件まで （※①～③で2件、④で1件、合計3件申請することは可能）
見直し理由	助成財源に応じた配分金額とするため。

4. その他

○二次募集について

助成財源の状況を踏まえ、令和2年度の二次募集は行わない。

スポーツ振興基金助成

1. スポーツ団体大会開催助成

○助成限度額の変更（財源を踏まえた対応） ※要領改定

見直し内容	<p>助成限度額を次のとおり変更する。</p> <p>【令和元年度募集】</p> <p>助成対象経費の合計額の限度額：4,500万円 （助成金の限度額3,000万円）</p> <p>【令和2年度募集】</p> <p>助成対象経費の合計額の限度額：1,500万円 （助成金の限度額1,000万円）</p>
見直し理由	助成財源に応じた配分金額とするため。

○申請可能件数の変更（財源、ニーズを踏まえた対応） ※手引改定

見直し内容	<p>申請可能件数を次のとおり変更する。</p> <p>【令和元年度募集】</p> <p>国際大会：1助成対象者当たり1件まで 又は 国内大会：1助成対象者当たり3件まで</p> <p>【令和2年度募集】</p> <p>国際大会：1助成対象者当たり1件まで 又は 国内大会：1助成対象者当たり3件まで（統括団体） 1助成対象者当たり2件まで （法人格を有する中央競技団体（JSP・JOC・JPSA・JPCのいずれかに加盟）） 1助成対象者当たり1件まで（上記以外の団体）</p> <p>※ただし、法人格を有する中央競技団体のうち、助成対象者が所管しているオリンピック・パラリンピック実施競技が複数ある団体については、1競技ごとに、</p> <p>国際大会：1助成対象者当たり1件まで 又は 国内大会：1助成対象者当たり2件まで</p>
見直し理由	助成財源に応じた配分金額とするため。また、オリンピック・パラリンピック実施競技を複数所管している中央競技団体においては、大会を実施競技別に開催していることから、その実態に合わせるため。